

## 能取湖であさり等の潮干狩りを行う皆さまへ

西網走漁業協同組合

能取湖は、平成30年9月1日から漁業法上の海面となり、北海道海面漁業調整規則が適用され、「くまで等」の使用は禁止となりました。

しかし、引き続き「くまで等」を使用したあさりの潮干狩りによる漁場耕耘の効果が期待されることから、当組合が特別採捕許可を取得して、下記の条件に基づき、遊漁者の皆さまに参加していただく「漁場耕耘事業」を実施することといたしましたので、ご協力の程よろしくお願い致します。

### 記

- |      |  |
|------|--|
| 採捕区域 | 能取湖の湖口漁港南端から二見ヶ岡漁港東端までの能取湖東岸の距岸200m以内の区域                     |
| 採捕期間 | 4月15日から7月15日まで   |
| 使用漁具 | くまで等の剥具（幅20cm以内かつ長さ50cm以内のものに限る）                             |
| 採捕種類 | あさり等の貝類（但し、ほたてがい・かき・つぶ・ほくかいえび・うに・ほっきがい・なまこは採捕禁止）             |
| 参加方法 | 備え付けの「参加届」に記入の上、最寄りの受付箱に投函のこと                                |
| 衛生管理 | 当組合の漁期間内（4月から6月）は貝毒検査を実施（7月は未実施）                             |
| その他  | 採捕期間や使用漁具の違反、及び採捕が禁止されている水産動物を採捕した場合は、漁業権侵害等で罰せられますのでご注意下さい。 |